

京都市教育委員会教育長訓令甲第6号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市立高等学校及び養護学校の事務長の設置に関する取扱規程の廃止について、
次のように定める。

平成17年3月30日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

京都市立高等学校及び養護学校の事務長の設置に関する取扱規程は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員課)